

警察本部
警察学校
各警察署

改正

平成6年12月本部訓令第24号
平成11年3月本部訓令第9号
平成17年2月本部訓令第2号
平成18年3月本部訓令第10号
平成22年3月本部訓令第8号
平成30年2月本部訓令第3号
令和4年3月25日本部訓令第9号
令和5年8月10日本部訓令第17号

青森県警察機動捜査隊運営規程

青森県警察機動捜査隊運営規程（昭和50年4月青森県警察本部訓令第8号）の全部を改正する訓令を次のように定める。

（趣旨）

第1条 この規程は、青森県警察機動捜査隊（以下「機動捜査隊」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（編成）

第2条 機動捜査隊には、方面隊を置き、その名称、位置及び活動区域は、別表のとおりとする。ただし、機動捜査隊長（以下「隊長」という。）が必要と認めたときは、当該活動区域を超えて活動できるものとする。

（装備）

第3条 機動捜査隊には、捜査用無線自動車その他必要な器材を備え付け、常時整備しておくものとする。

（勤務制）

第4条 機動捜査隊員（以下「隊員」という。）の勤務制は、三交替制勤務とする。ただし、これにより難しい場合は、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得て、隊長が別に定めることができる。

（勤務の種別）

第5条 隊員の勤務の種別は、次のとおりとする。

- （1）普通勤務 機動警ら、初動捜査、よう撃捜査、追跡捜査、待機
- （2）特別勤務 特命捜査、応援捜査その他隊長の命ずる特別の勤務

（勤務計画）

第6条 隊長は、犯罪の発生状況等を勘案して、毎月25日までに翌月の勤務計画（様式第1号）を策定するものとする。

（応援派遣）

第7条 警察本部の課長等及び警察署長は、機動捜査隊の応援を必要とするときは、機動捜査隊派遣要請書（様式第2号）により、本部長に派遣を要請しなければならない。

2 前項の規定により難しい緊急やむを得ないときは、直接隊長に派遣を要請することができる。この場合において、隊長は、速やかに本部長に報告しなければならない。

（事件の引継ぎ）

第8条 機動捜査隊が取り扱った事件は、原則として犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）に規定する被疑者引渡書又は事件引継書をもって、所轄警察署長に引き継ぐものとする。

（警察署等との連携）

第9条 機動捜査隊は、常に警察署その他の関係所属と緊密な連絡を図り、相互の連携を保つものと

する。

(幹部会議)

第10条 隊長は、毎月1回以上幹部会議を開催し、機動捜査隊の運営等について協議するものとする。

2 幹部会議は、隊長、機動捜査隊副隊長（以下「副隊長」という。）、方面隊長及び隊長が指名する者をもって構成する。

(教養訓練)

第11条 隊長は、毎月1回以上、専門的な捜査技能を必要とする特殊事件の捜査訓練その他の教養訓練を実施するものとする。

(巡回指導)

第12条 隊長及び副隊長は、次の各号の基準により、方面隊を巡回し、必要な指導監督を行うものとする。

(1) 隊長 随時

(2) 副隊長 毎月1回以上

(勤務日誌)

第13条 方面隊には、勤務日誌（様式第3号）を備え付け、勤務状況を記録しておくものとする。

(活動状況の報告)

第14条 隊長は、毎月の活動状況を機動捜査隊活動状況報告書（様式第4号）に取りまとめ、翌月20日までに、本部長に報告するものとする。

(腕章)

第15条 隊長は、犯罪現場に臨場する場合その他必要があるときは、隊員に別図の腕章を着用させるものとする。

(細目)

第16条 この規程に定めるもののほか、機動捜査隊の運営について必要な細目的事項は、隊長が定める。

附 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成17年本部訓令第2号）

この訓令は、平成17年2月11日から施行する。

附 則（平成18年本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年本部訓令第8号抄）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年本部訓令第3号）

この訓令は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日本部訓令第9号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月10日本部訓令第17号）

この訓令は、令和5年8月10日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置	活動区域
青森方面隊	青森市	青森警察署、青森南警察署、外ヶ浜警察署、大間警察署、むつ警察署及び野辺地警察署の管轄区域
弘前方面隊	弘前市	弘前警察署、鯉ヶ沢警察署、つがる警察署、五所川原警察署及び黒石警察署の管轄区域
八戸方面隊	八戸市	八戸警察署、三戸警察署、五戸警察署、十和田警察署、七戸警察署及び三沢警察署の管轄区域

別添 様式第1号（第6条関係）

年 月 日

青森県警察本部長 殿

長

機動捜査隊派遣要請書

- 1 要請の日時（期間）

- 2 要請の場所

- 3 要請の理由及び任務

- 4 要請人員及び車両
（1） 人員

- （2） 車両

- 5 装備資機材等

- 6 その他

様式第3号（第13条関係）

機動捜査隊隊章式図(隊員用) (月令)

職種別 検査別	科 法 免								特 別 活 動				前年度・特別並小計	交通捜査区標準数	合 計	前年度同時期 機動捜査隊員 数(前年度同時期 機動捜査隊員 数)	前年度同時期 機動捜査隊員 数(前年度同時期 機動捜査隊員 数)	前年度同時期との増減
	道	強	放	不 同 量 性 交 渉	不 同 思 わ い せ の	略 取 調 査	重 要 事 務	特 別 活 動	小 計	道 外 事 務	銃 刀 法	そ の 他						
自主隊員合計																		
自主人員合計																		
共同隊員合計																		
共同人員合計																		
総件数																		
総人員																		

別図 (第15条関係)

機 動 捜 査 隊 章



備 考

- ・ 台地～濃緑色
- ・ 文字～黄色、一字の大きさは35ミリ×35ミリとする。
- ・ 隊長用は「機動捜査隊長」とする。
- ・ 副隊長用は「機動捜査隊副隊長」とする。